

魚津市告示第86号

魚津市移住支援金交付要綱の一部改正について
魚津市移住支援金交付要綱（令和3年魚津市告示第155号）の一部を次の
ように改正する。

令和5年5月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第9条（略） 別表第1（第3条関係）【別記1】 別表第2（略） 様式第1号（第4条関係）【別記2】 様式第2号の1－様式第3号（略）	第1条－第9条（略） 別表第1（第3条関係）【別記1】 別表第2（略） 様式第1号（第4条関係）【別記2】 様式第2号の1－様式第3号（略）

【別記 1】

改正後

別表第 1（第 3 条関係）

区分	金額又は交付要件
1 支援金の額	1 世帯につき、100万円（単身世帯の場合にあっては、60万円）とする。 <u>ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者 1 人につき100万円を加算する。</u>
（略）	

【別記 1】

改正前

別表第 1（第 3 条関係）

区分	金額又は交付要件
1 支援金の額	1 世帯につき、100万円（単身世帯の場合にあっては、60万円）とする。
（略）	

【別記2】

改正後

様式第1号（第4条関係）
魚津市長 あて

年 月 日

魚津市移住支援金交付申請書

魚津市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて移住支援金の交付を申請します。

なお、現住所の確認にあたり、住民基本台帳への照会を行うことに同意します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話 番号	自宅 携帯
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別記1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別記2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、魚津市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 魚津市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区内への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区内での在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の支給対象となりません。

様式第1号（第4条関係）

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 （関係人口による移住者のみ記載）申請日前の3年以内に参加した市の主催事業
※2回以上の参加でかつ市に滞在したことが条件となります。

参加期間	参加事業名	宿泊先
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

8 移住支援金振込先

振込先金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	振込先口座番号	
フリガナ			
振込先口座名義			

※市町村担当課記入欄（関係人口による移住者のみ）

事業実施計画に添付した「関係人口対象範囲」の具体的な要件との適合		A. 適合する		B. 適合しない
「A. 適合する」の場合 申請者の関係人口要件（概要）				

様式第1号（別記1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、魚津市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に富山県外に転出した場合：全額
 - （3）富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び魚津市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

様式第1号（別記2）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

【別記2】

改正前

様式第1号（第4条関係）
魚津市長 あて

年 月 日

魚津市移住支援金交付申請書

魚津市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて移住支援金の交付を申請します。

なお、現住所の確認にあたり、住民基本台帳への照会を行うことに同意します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話番号	自宅携帯
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別記1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別記2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、魚津市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 魚津市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区内への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区内での在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の支給対象となりません。

様式第1号（第4条関係）

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 （関係人口による移住者のみ記載）申請日前の3年以内に参加した市の主催事業
※2回以上の参加でかつ市に滞在したことが条件となります。

参加期間	参加事業名	宿泊先
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

8 移住支援金振込先

振込先金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	振込先口座番号	
フリガナ			
振込先口座名義			

※市町村担当課記入欄（関係人口による移住者のみ）

事業実施計画に添付した「関係人口対象範囲」の具体的な要件との適合		A. 適合する		B. 適合しない
「A. 適合する」の場合 申請者の関係人口要件（概要）				

様式第1号（別記1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、魚津市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に富山県外に転出した場合：全額
 - （3）富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び魚津市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

様式第1号（別記2）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。